

○文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則及び文部科学省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（令和四年文部科学省令第二十八号）

構造改革特別区域法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十八号）の施行に伴い、並びに構造改革特別区域法（平成十五年法律第百八十九号）第十四条及び第四十九条の規定に基づき、文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則及び文部科学省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則及び文部科学省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令

（文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則の一部改正）

第一条 文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則（平成十五年文部科学省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条 法第十四条第一項の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 訓練期間が二年以上であること。

二 職業訓練指導員の数その他の事項が、別に定める基準を満たすこと。

2 前項の基準を満たす法第十四条第一項の認定に係る職業能力開発短期大学校（以下「職業能力開発短期大学校」という。）において行う特定高度職業訓練（同項に規定する特定高度職業訓練をいう。以下同じ。）を修了した者で、同項の認定に係る大学が当該大学に編入学することができる者と同等以上の学力があると認めるものは、当該大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、修了した特定高度職業訓練の訓練期間に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。

3 前項の職業能力開発短期大学校は、当該職業能力開発短期大学校における特定高度職業訓練の実施状況について、自ら評価を行うとともに、当該評価の結果を踏まえた高等教育の段階における教育活動等に関し識見を有する者その他適当と認める者（当該職業能力開発短期大学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するものとする。

4 前項の規定により自ら評価を行うに当たっては、職業能力開発短期大学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

5 職業能力開発短期大学校は、第三項の規定により自ら行う評価の結果を、法第十四条第一項の認定を受けた地方公共団体に報告するものとする。

第七条の次に次の二条を加える。

第七条の二 職業能力開発短期大学校において行う特定高度職業訓練を修了した者が法第十四条第一項の認定に係る大学に編入学する場合における次の表の第一欄に掲げる文部科学省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

独立行政法人日 本学生支援機構 に関する省令（ 平成十六年文部 科学省令第二十 三号）	第二十一条第 二項第一号	中学校、高等学校（旧盲学校 等の高等部を含む。）、高等 専門学校、大学、大学院又は 専修学校の高等課程若しくは 専門課程	職業能力開発短期大学校（ 職業能力開発促進法（昭和 四十四年法律第六十四号） 第十五条の七第一項第二号 に規定する職業能力開発短 期大学校をいう。以下同じ 。
学習成績（認定試験合格者等 については、当該合格に係る 成績			

			第二十二条第 二項第一号及 び第二十三条 第二項第一号	高等学校（旧盲学校等の高等 部を含む。）、高等専門学校 、大学、大学院又は専修学校 の高等課程若しくは専門課程 の成績）
	第二十三条の 二第一項第三 号口(1)	第四十二条第一号の編入学、 同条第二号の入学又は同条第 三号の転学	学習成績（認定試験合格者等 については、当該合格に係る 成績）	職業能力開発短期大学校 の成績
	構造改革特別区域法（平成 十四年法律第百八十九号） 第十四条第一項の規定によ る編入学			

		第二十三條の二第二項第三号イ	確認大学等にG P A等をいう	編入学等
編入学等		G P A等をいい、構造改革特別区域法第十四条第一項の規定による編入学をした者にあつては、その編入学の前に在学していた職業能力開発短期大学校において履修科目に係る成績の平均を数値で表す客観的な指標又はこれに準ずるものを持む	職業能力開発短期大学校に	編入学
編入学				

学 五第一号	第二十三条の 第四十二条第一号の編入学、 同条第二号の入学、同条第三 号の転学及び同条第五号の入	学部等をいう	確認大学等及び確認を受けた 短期大学の認定専攻科又は高 等専門学校の認定専攻科への 入学前に在学していた確認大 学等
学	構造改革特別区域法第十四 条第一項の規定による編入	学部等をいい、職業能力開 発短期大学校にあつては專 攻科をいう	職業能力開発短期大学校

			大学等における 修学の支援に關 する法律施行規 則（令和元年文 部科学省令第六 号）	第十条第一項 第二号イ 号の転学	第二十条第一号の編入学、同 条第二号の入学又は同条第三 号の規定によ る編入学	構造改革特別区域法（平成 十四年法律第百八十九号） 第十四条第一項の規定によ る編入学
た た た	確認大学等に在学しなくなつ 職業能力開発短期大学校（ 職業能力開発促進法（昭和 四十四年法律第六十四号） 第十五条の七第一項第二号 に規定する職業能力開発短 期大学校をいう。以下この 号及び次項第二号において 同じ。）に在学しなくなつ	編入学等				
		編入学				

		第十条第二項 第二号イ	
確認大学等及び確認を受けた 短期大学の認定専攻科又は高	G P A 等	確認大学等に入学した 入学した	職業能力開発短期大学校に 入学した
職業能力開発短期大学校	G P A 等（構造改革特別区 域法第十四条第一項の規定 による編入学をした者にあ つては、その編入学の前に 在学していた職業能力開発 短期大学校において履修科 目に係る成績の平均を数値 で表す客観的な指標又はこ れに準ずるもの）を含む。）	G P A 等（構造改革特別区 域法第十四条第一項の規定 による編入学をした者にあ つては、その編入学の前に 在学していた職業能力開発 短期大学校において履修科 目に係る成績の平均を数値 で表す客観的な指標又はこ れに準ずるもの）を含む。）	

等専門学校の認定専攻科への

入学前に在学していた確認大

学等

学部等をいう

学部等をいい、職業能力開  
発短期大学校にあつては專  
攻科をいう

項	第十一條第二	
	第二十条第一号の編入学、同 条第二号の入学、同条第三号 の転学及び同条第五号の入学	学部等をいう
学	構造改革特別区域法第十四 条第一項の規定による編入	学部等をいい、職業能力開 発短期大学校にあつては專 攻科をいう

本則に次の二条を加える。

(国立大学法人法の特例関係)

第十四条 法第三十四条の規定の認定に係る国立大学法人に対する国立大学法人法施行規則（平成十五年文部科学省令第五十七号）第一条の三の規定の適用については、同条中「法第十一条

第八項」とあるのは「法第十一條第八項（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第三十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「法」とあるのは「法及び構造改革特別区域法第三十四条の規定により読み替えて適用する法第三十四条の二、」と、「及びこの省令」とあるのは「並びにこの省令」と読み替えるものとする。

第十五条 国立大学法人は、法第三十四条の規定により読み替えて適用される国立大学法人法（平成十五年法律第二百十二号）第三十四条の二の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 当該国立大学法人が貸し付ける土地等（次項において「土地等」という。）の所在地
  - 二 当該貸付けの方法及び期間
  - 三 その他文部科学大臣が必要と認める事項
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 土地等の配置及び規模を示す図面
  - 二 当該貸付けに係る契約の契約書案
  - 三 その他文部科学大臣が必要と認める書類
- （文部科学省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部改正）

第二条 文部科学省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例

に関する措置を定める省令（平成十五年文部科学省令第十八号）の一部を次のように改正する。

題名中「第三十四条」を「第三十五条」に改める。

#### 附 則

この省令は、構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。